

第12日目（12月14日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。散開前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。これから本日の会議を開きます。
なお、病院事業管理者から公務のため欠席、小林監査委員から家事都合のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。また、新潟日報社より写真撮影の願いが出ていますのでこれを許可します。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第1、平成30年請願第3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。総務文教委員長・桑原圭美君の審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○桑原総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会の審査報告を申し上げます。本委員会は、平成30年12月3日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第110条並びに第143条第1項の規定によりご報告を申し上げます。

審査の状況は、期日、平成30年12月5日、委員の出席状況は委員全員の出席と議長にも出席をいただきました。審査の結果、請願第3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書は、不採択すべきものとなりました。

審査の内容でございますが、紹介議員より税率が2014年に5%から8%になり、その後、消費不況が続いているがいまだ回復しない状況下で、10%に上げることは不況に拍車をかける。所得にかかわる税率が同じ消費税は、本来の税の徴収に反し、アベノミクスで格差と貧困は広がっている。また、複数税率が導入されることへの懸念を述べられました。

質疑といたしましては、消費税の問題点は理解できるが、国の負債や増加する医療費を考えると、社会保障や軍事費の削減だけでは賄いきれない。新たな収入を得る考え方はあるのかという問いがあり、紹介議員から消費税3%がスタートした時点から、法人税の減税が始まっているが、累計の消費税徴収額は349兆円であり、それは法人税、所得税、住民税を減税前に戻せば賄える。大企業の内部留保部分や富裕層に対する税率を工夫すれば、消費税を上げる必要はないという回答がありました。討論の後、採決に移り不採択となりました。

なお、平成30年請願第3号につきましては、会議規則第108条第1項の規定により、少数意見が留保されております。以上で、総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議 長 委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 本件につきましては、総務文教委員 岡村雅夫君から会議規則第 108 条第 2 項の規定にもとづき、少数意見報告書が提出されております。少数意見者の報告を許可いたします。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 おはようございます。今ほど議長から発言が許されましたので、少数意見の報告書を提出させていただきました。委員会では 1 名以上、要するに 2 名以上の意見がある場合、賛同する人がいる場合は、少数意見の留保ができるということで、私は佐藤議員の了解を得まして、こういった報告をすることになりましたのでよろしくお願いいたします。

少数意見の報告書。12 月 5 日の総務文教委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第 108 条第 2 項の規定により報告いたします。物件名については、平成 30 年請願第 3 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書についてであります。

2 番として意見の要旨であります。消費税は低所得者に対し特に厳しい税であります。10%増税は、8%に増税したときと同じように大不況に陥ります。税金は応能負担が原則であり、空前の利益を上げている大企業や富裕層に負担を求めるべきです。不要不急の大型公共事業を減らし、内需拡大の経済政策に転換すべきであります。

国も地方も財政がひっ迫しています。南魚沼市は 850 億円を超える借り入れがあります。財政再建は喫緊の課題であります。消費税増税は財政運営に直接支障を来し、さらに経済不況は税収の落ち込みを招き、財政再建どころではなくなります。

よって、平成 30 年度請願第 3 号を採択し、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求めるものであります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議 長 少数意見の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 先ほど委員長報告、また少数意見の留保の方からも述べられましたが、改めて請願第 3 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について、賛成の立場で討論に参加をします。賛成の理由は、請願者が請願の趣旨で明らかにしているとおりでありますが、私は特に 3 つの点を強調しておきたいと思っております。その第 1 は、逆進性の問題です。安倍政権が 2014 年に強行した消費税 8%への増税によって、いまだ個人消費はマイナスが続いています。こうしたもとでの 10%への増税は、景気をさらに冷え込ませ、低所得

者への負担増を強いることとなります。

そもそも消費税は低所得者ほど負担が重く、高額所得者ほど軽い、逆進的な不公平税制であり、憲法の応能負担の原則にも反します。本来、税金は応能負担が原則です。所得の少ない人には少なく、所得の多い人にはより多く負担してもらう。そして、生活に必要な最低限の所得を得られないような人は、非課税にするのが当然です。しかし、消費税は全く逆の税制です。所得税や住民税が非課税の世帯でも、容赦なく課税され、所得の低い人ほど負担割合が高く、高額所得者になればなるほど負担割合が少なくなる最悪の税制です。これが10%になれば、さらに不公平を拡大することになります。こうした点から10%への増税は中止すべきです。

次に10%への増税に伴って導入される、複数税率の問題です。政府は国民の反発を恐れて食料品などを8%に据え置き、これを軽減税率と言っていますが、軽減どころか8%に据え置いたままで、食料品が値上がりしない保証はどこにもありません。さて、この複数税率の問題ですが、1つは8%と10%の線引きが単純ではないことです。これはマスコミなどの報道でも取り上げられていますが、同じ品物でも税率が違って来るなど、複雑で現場で混乱が起こることは確実です。

さらに複数税率に対応したレシートや領収書の発行も義務付けられ、レジの入れかえや事務負担の増大も重くのしかかってきます。複数税率でもう一つの問題は、法人も個人も含む全事業者の6割近くを占める免税業者が、取引から排除されるという問題です。来年の10月以降、4年間は経過措置ということで、免税業者との取引でも先ほどの税率ごとの記載がある領収書で、取引相手は税額控除を行うことができます。しかし、経過措置が過ぎた後は、原則適格請求書、これはインボイスと呼んでいますが、これをもとに消費税申告の際の税額控除を行うこととなりますが、免税業者はこのインボイスを発行することができません。インボイスを発行するには、みずから課税業者になり登録事業者番号をもらい、請求書等に記載して取引をしなければなりません。

仮に課税業者を選択しなかったら、取引先からは消費税分の値引きを要求されることは確実です。もし、応じなければ、間違いなく取引からは排除されます。10%増税になったもので消費税分がもらえなければ、ほとんどの業者が営業が成り立たなくなるでしょう。一方、課税業者を選択した場合は、大変な実務負担に加え、課税業者としての申告と納税が待ち構えています。

少し例を挙げますが、建築関連の下請で主に手間受けが中心の業者と仮定します。現在、800万円の売り上げに8%をかけて、税込み864万円の売り上げの非課税業者が、来年以降、課税業者になり同じ売り上げだとすると、売り上げは税込みで880万円になりますが、経費が消費税分2%上昇した上に、申告して払う税金は簡易課税の計算では32万円となります。消費税込みの売り上げで増えた16万円の2倍を税務署に払うことになり、大きな負担となります。今でも苦しい商売がますます苦しくなることは、間違いありません。この複数税率の導入には、日本商工会議所や日本税理士協会連合会、日本チェーンストア協会などの幅広い

団体が反対をしています。この点からも来年の10%への増税は中止すべきです。

最後にもう1点触れたいのは、財源の問題です。国だけでも1,000兆円を超える借金があり、財政再建や社会保障のためには消費税の増税はやむなしといった声がありますが、とんでもありません。1989年に消費税が導入以降、昨年度までの消費税収の累計は349兆円ですが、消費税導入以降、法人税減税がたびたび実施され、消費税導入前の税率で課税した場合と比較した減収額は、累計で288兆円にもものぼります。さらに、所得税、住民税の最高税率の引き下げなどの減税も行われ、この間の減収は累計で266兆円にも達しています。法人税と合わせると546兆円となり、この間の消費税収入をはるかに上回っています。これでは消費税を2%増税したぐらいではどこにも追いつきません。

法人税や所得税の税率を消費税導入前の水準に戻すだけで、消費税収分以上の税収が得られます。さらに史上空前の利益を上げ、昨年末で内部留保が425兆円まで膨らんでいる大企業や、この5年間で資産を2倍に増やしている一握りの富裕層に応分の負担を求めることで税収を確保することは十分可能です。このように消費税を増税しなくても、税収を確保することは可能です。以上の点から、来年の消費税10%増税中止の請願に、多くの議員の皆様から賛同をいただきますようお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成30年請願第3号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書、本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。不採択とすることに決定しました。

○議 長 日程第2、第100号議案 南魚沼市塩沢老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 おはようございます。第100号議案 南魚沼市塩沢老人福祉センターの指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。この施設につきましては、平成31年3月31日をもって指定管理期間が満了となることから、次期指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案の1ページをお願いいたします。1、公の施設の名称は、南魚沼市塩沢老人福祉センター、2、指定管理者に指定する団体は、社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会、3、指定

の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。これは大和老人福祉センターの指定管理期間の終期とあわせ、いずれの施設も建設から年数が経過していることから、市の公共施設等総合管理計画での検討を行いたいものでございます。

指定管理者の候補につきましては、公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例、第 4 条第 3 項の規定により、施設の性格や目的、その用途、設置場所、施設の特殊性などから施設の適正な管理運営を確保するため、公募によらず候補者を選定したものでございます。南魚沼市社会福祉協議会は平成 16 年に地域福祉の推進を図るとして設立されました。現在この施設の指定管理者として良好に管理運営を行っておりますので、引き続き指定管理者の候補者として選定させていただいたものでございます。

3 ページからは事業計画書となっております。4 ページをごらんください。1 の施設管理の基本方針では、老人に対し、生きがいを持てる健全で安らかな生活を推進することを目的として、各種の相談や健康の増進、教養の向上及びレクリエーションや健康で明るい生活を支援するなどとしてございます。2 は施設の概要で、記載のとおり鉄筋コンクリート 2 階建て、大集会室、健康相談室、教養娯楽室などとなっております。

5 ページから 6 ページにつきましては、3、業務内容で維持管理業務と運営業務に分けて記載がでございます。6 ページ中段は、4、運営計画で記載のとおり現在は、2,000 人台前半の利用者数となっております。8 ページは収支計画書で、収入支出とも同額の 182 万 5,000 円となっております。9 ページ、団体の概要が記載されてございます。

以上で、第 100 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどの説明の中で、大和の老人福祉センターの指定期間と合わせるということで説明がありましたが、こういった方向があつてそういう形に収めようとしているのか。老朽化して取り壊し、廃止という方向が出てくるのかどうかひとつお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今現在、取り壊しをするかということの結論は出てございません。ただ、先ほど説明しましたように、いずれの施設も建設から年数がたつてございます。この計画の中で、どういうふうにするのかということを検討いたしまして、5 年後に向けて検討をしまして、その際に何らかの結論によって対応を決めたいというふうに考えてございます。以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ここに利用度の問題もちょっと書いてあるようですがありますけれども、公共施設はまず耐震補強をせんばならんという、行政としては一番最初にやらなければならないことがあるわけでありまして。現に小学校、中学校は 100%耐震補強されているわけでありまして、次はこういった公共施設だということが言われたことがあるかと思うのですけれども、

耐震補強等について、そして今、鉄筋コンクリートは昔は 50 年と言われたものを 80 年をめどに使えるのではないかという方向づけがされていると思うのですが、そういう点からしてみてもこの方向は誤らないようにしていただきたいというふうに思ったのですが、そういったことを踏まえて 80 年ということ踏まえているかどうか、ひとつお聞きしておきたい。それと耐震補強の計画はどうだかということです。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 塩沢老人福祉センターにつきましては、昭和 63 年の建設でございますので、新耐震の設計に基づいております。耐震補強という部分はありませんが、施設の老朽化度によりましては、大規模改修というものはあるかと思っております。

また、先ほど総務部長のほうからの大和老人福祉センターと合わせてというお話がありましたが、これに加えまして内部的な運用面での検討している部分では、こちらの社会福祉協議会の支所機能というものが、今、塩沢と大和に両方、支所がありますけれども、この支所機能が必要かどうかということも、今、社会福祉協議会と協議をしている部分があります。そうしますと、その支所がなくなってくると指定管理の上では、また指定管理者として選考するときに、社会福祉協議会に限定する必要もない部分がありますので、それらを含めて 5 年後に検討をしたいという意味も含めまして、今回 5 年という計画とさせていただきました。以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 要するに、社協の業務がいろいろ多角化してきているという部分があるかと思うのですが、私は地域の問題という、こういった施設が旧 3 町にまたがってあるわけでありますが、そういった中で、社協に委託という部分は、私は見直してもいいものかなど。もし、許せるものというかそういう状況ができれば、地域づくり協議会等が関与したような形ができれば、もっとまた利用度等もなるのかというような感じを持ったもので、ちょっとこだわって見たのですが、考慮いただければありがたいというふうに思います。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 採決いたします。第 100 号議案 南魚沼市塩沢老人福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 100 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第3、第101号議案 南魚沼市ふれ愛支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第101号議案 南魚沼市ふれ愛支援センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。この施設につきましても、平成31年3月31日をもって指定管理期間が満了となることから、次期指定管理者を指定するもので、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案の1ページをお願いいたします。1、公の施設の名称は、南魚沼市ふれ愛支援センター、2、指定管理者に指定する団体は、公益社団法人 南魚沼シルバー人材センター、3、指定の期間は、平成31年4月1日から平成41年3月31日までの10年間でございます。

指定管理者の候補につきましては、施設の性格や目的などによりまして、施設の適正な管理運営を確保するため、公募によらず候補者を選定したものでございます。南魚沼市シルバー人材センターは、昭和57年に高齢者の希望に応じた就業で、高齢者の生きがいの充実や社会参加の推進、高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与するとして設立をされております。現在この施設の指定管理者として良好に管理運営を行っておりますので、引き続き指定管理者の候補者として選定させていただいたものでございます。

3ページからは事業計画書となっております。4ページをごらんください。1の施設管理の基本方針では、条例、関係法令を遵守した施設の管理運営、経験や実績を生かし利用してよかったと喜ばれる施設となるよう努力するとしております。2は施設の概要で、記載のとおり鉄筋コンクリート2階建て、多目的ホール、大会議室、研修室、事務室などとなっております。

5ページは、3、業務内容で、維持管理業務と運営業務に分けて記載されております。6ページは、4、運営計画で記載のとおりシルバー人材センターの本所機能、相談支援センター、通所作業施設、障がい者支援施設が使用しており、年間2万7,000人ほどの利用者数となっております。

7ページは利用料金と8ページは収支計画で、収入支出とも同額の1,050万円となっております。

9ページ、団体の概要が記載されております。以上で、第101号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1つだけちょっとお聞かせいただきたいと思います。ただいまの説明ですと、この施設は主に高齢者の方々を対象にした施設ということなのですが、4ページの2の施設概要の開設の目的、ここには障がい者、乳幼児等が出てくるのですが、高齢者というのはちょっと出てこないと思うのですけれども、開設時からどこかで目的というか状況が変わったのかどうか、そこだけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長　　少し私の説明が言葉足らずでございました。先ほど高齢者の希望に応じたという説明は、この指定管理者の候補者でございます、南魚沼シルバー人材センターの説明としてさせていただきました。施設の目的は、今ご質問いただいたとおりでございます。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　長　　採決いたします。第 101 号議案 南魚沼市ふれ愛支援センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 101 号議案は、原案のとおり決定されました。

○議　　長　　日程第 4、第 102 号議案 認定こども園めぐみ野こども園の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長　　第 102 号議案 認定こども園めぐみ野こども園の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。この施設につきましても、平成 31 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了となることから、次期指定管理者を指定するもので、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案の 1 ページをごらんください。1、公の施設の名称は、認定こども園めぐみ野こども園で、2、指定管理者に指定する団体は、社会福祉法人 野の百合福祉会、3、指定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで 3 年間でございます。

めぐみ野こども園につきましては、現在の公設民営型から公私連携型として、より私立保育園の要素を持った運営形態に変更する予定でしたが、こども園敷地の一部が県が進めております西泉田バイパス事業の法線にかかり、平成 31 年度に補償の対象となることになりました。現在、県との交渉中でございます。

公私連携型に移行する際には、敷地等が確定している必要があることから、移行手続きを見送ることといたしました。そのために、現在の指定管理期間を延長することといたしますが、法人とも公私連携の協議を進めているため指定管理の期間を最短の 3 年間とし、この期間に公私連携への移行を進めたいものでございます。

野の百合福祉会は、昭和 42 年に設立され、認定こども園法に沿った多様な福祉サービス、

病後児保育、一時預かり、地域子育て支援拠点事業等を行うことを目的とした法人で、先ほど申し上げました経緯により引き続き指定管理者の候補者として選定させていただいたものでございます。

3ページからは事業計画書でございます。4ページをお願いいたします。1の基本方針では、めぐみ野こども園は子供の最善の利益と生活を保障し、学校教育につながる教育と、利用者が共感できる安心安楽な保育を目指し、管理運営を行いますとしてございます。2は施設の概要で、平成14年4月に供用を開始のほか、記載のとおり木造平屋建てなどとなっております。

4ページ中ほどから6ページまでは、3、主な行事計画、4、利用計画、7 収支計画などとなっております。収支計画では収入支出とも同額の1億3,704万円となっております。

6ページ中ほどから7ページにかけましては、団体の概要が記載されております。以上で、第102号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 子育て支援にかかわる民間の非常に大事な部分でありますけれども、収支計画の5ページ、6ページのほうを見て、市からの委託と補助金とあわせた金額に対して人件費ということで見ているわけですが、民間のほうは多分、正職が圧倒的に多くて、臨時はほぼ少ないという話でありました。この収支計画を見ても恐らく9,360万円のうち、正職がほぼ全てかなと思っておりますけれども、この3年間で正職と臨時ということに対しての職員を、どういうふうに処遇していくのかというところの報告もあったと思うのだけれども、そこをまず1点お聞かせを願いたい。

それから、6ページ目のところですが、固定資産支出というちょっとわからない部分があったのです。園庭整備と第2学童舎負担ということですが、これは、バイパスに伴って園庭のほうは切られた場合については、要はあそこの工事はまだまだ始まらないわけですので、この固定資産支出という部分がよくわからない。これは何の費用なのか。どこかを借りて第2学童舎をしているとするならば、それはどこかから借りたということですから、借り賃として支出をするべきものだけれども、これがよくわからないので、どういう説明があったのか2点お願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の職員の関係でございますが、法人は現在、細かい数字まではわかりませんが、職員、保育士資格を持っている方は、ほぼ正職員という形で採用をされていると思います。今後3年間につきましても、その方針に変わりはないというふうに聞いておりますし、処遇面につきましても固定価格の中で処遇加算等の対応については、しっかりと対応しているということは、私どものほうでも確認しておりますので、その点については今後も職員の処遇については、適正に行われるものというふうに考えております。

あと、6ページの固定資産支出の部分でございます。こちらにつきましては、西泉田バイパスの補償関係が非常に早く進んでおりまして、平成31年度に必要な用地部分については補償が行われるというふうに聞いております。そうしますと、そこに市の設置したものではない、市と協議した中で法人のほうで設置しましたいろいろの遊具等が設置されております。それらの園庭内の整備、この部分を平成31年度に実施する見込みが立ったということですので、この工事部分を支出として計上させていただいているということと考えております。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 済みません。追加でお願いいたします。6ページの固定資産支出の中の第2学童舎負担この部分につきましては、議会初日に削除をお願いするというので訂正をお願いしている部分でございます。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 固定資産支出の部分にかかわりますけれども、こういうものはもともと公設民営でありますから、そうするとこの部分を含めた委託費になるというふうに考えるべきですね。当然そこでもってこういう支出が行われるとすると、もともと市の施設ですから、そこをどうのこうのいじるとなれば、当然、市からの委託費の中に含めていくはずなのだけれども、そこはどうも含まれていないんじゃないかという気がしたのです。だからそこら辺が、本当にこれで大丈夫なのかという部分です。そのしわ寄せが同僚議員からも出ましたけれども、民間は15対1ということでやっていただいているのだけれども、それが職員の処遇に影響を及ぼすということがあってはならないわけですので、そこら辺はもう一度、答弁をお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 いまほどの件につきましては、5ページの収入の部をごらんいただきたいと思いますが、その他の事業収入というところで2,300万円計上してあります。こちらの中に、備考欄の下の行に、県バイパス補償ほか市補助金1,000万円ということで、その部分の必要経費の部分、県の補償もありますし、市からの補助もあるということで整備のほうを進めるという考えでございます。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 それなら説明が1回目であれば何のことはなかったのですよ。

もう1つは、結局、園庭の部分が若干、狭まるということでもありますので、今度は市として敷地をさらに求めて、その減った分をどこかに拡大をしていくということ、この3年間で計画するのかどうかということ、これを最後、伺っておきます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 敷地が確かにバイパスの関係で狭まりますので、これに対応する処置が必要というふうに考えております。その対応としましては、平成31年度の予算のほうで対応するべく、今、予算要求をしているところでございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 102 号議案 認定こども園めぐみ野こども園の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 102 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 5、第 103 号議案 南魚沼市民会館、鈴木牧之記念館及び南魚沼市トミオカホワイト美術館の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 103 号議案 南魚沼市民会館、鈴木牧之記念館及び南魚沼市トミオカホワイト美術館の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。この 3 施設につきましては、平成 31 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了となることから、次期指定管理者を指定するもので、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案の 1 ページをお願いいたします。1、公の施設の名称は、南魚沼市民会館、鈴木牧之記念館、南魚沼市トミオカホワイト美術館、2、指定管理者に指定する団体は、公益財団法人 南魚沼市文化スポーツ振興公社、3、指定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

指定管理者の候補者の選定につきましては、公募により選定したもので平成 30 年 7 月 15 日号の市報及び南魚沼市ウェブサイトに掲載し、8 月の 1 か月間募集を行いました。その結果、現在の指定管理者であります、公益財団法人 南魚沼市文化スポーツ振興公社の 1 団体から応募があったものでございます。

南魚沼市文化スポーツ振興公社は、市民会館と鈴木牧之記念館については平成 18 年 4 月から、トミオカホワイト美術館は平成 23 年 10 月から指定管理者として管理運営を行ってきており、申請書類の審査にも不適合事項は認められず、良好な維持管理運営の継続が期待できるものとして、候補者として選定したものでございます。

3 ページからは事業計画書となっております。めくっていただきまして、4 から 5 ページにつきましては、財務状況を含めた団体の概要、6 ページからは市民会館の事業計画となっております。6 ページでは 1、基本方針として、市民の芸術文化の創造、発表の場、芸術文化の鑑賞機会の提供、芸術文化の支援などとなっております。

下段は2、施設の概要となっております。7ページは3、業務内容、4、利用計画、8から9ページにつきましては、6 収支計画で収入支出とも同額の7,973万7,000円となっております。

10ページからは鈴木牧之記念館事業計画で、10ページでは基本方針として鈴木牧之、雪の暮らしと文化、越後上布に関する資料を収集保管し、展示、教育普及活動を行うなどとなっております。

中段から11ページにわたって施設の概要、業務内容、利用計画。11ページ下段から12ページにかけては収支計画で、収入支出とも同額の1,650万1,000円となっております。

13ページからはトミオカホワイト美術館事業計画で、基本方針として富岡惣一朗画伯の作品の保管・展示、画伯の芸術世界と雪国の自然美を広く伝えるなどとなっております。

13ページ下段から14ページは施設の概要、業務内容、利用計画。15ページは収支計画で収入支出とも同額の1,741万6,000円となっております。以上で、第103号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 この委託先を見ますと、非常にほかの委託先、指定管理のところから見ると相当優遇されているのではないかという気がしてなりません。ここの職員の給与が幾らだか、多分、皆さんご存じだと思います。それと、内部留保が今どれぐらいあるのかそれを聞かせてください。

○議 長 教育部長。

○教育部長 内部留保の点ですね。平成29年度決算におきまして、内部留保は2,153万5,000円ということになっております。

優遇されていないかという点につきましては、公益財団法人という財団でありまして、この施設の管理——以前から施設の管理を目的に設立した公社でございますので、そういう面でおきまして支援すべき団体ということで私ども補助をしております、優遇ということには当たらないと思っております。以上です。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 今、2,100万円ほどのこれは、指定管理者とするとこういうものは必要なのかということと、支援すべき団体というのは、ちょっと考え方がおかしいのかなという気がします。ほかのじゃあ、応募者があってそっちに行ったら、これも優遇してくれるのかなという気がするのですが。今回はもうあと5年契約をする。この次の議案にもありますけれども、5年後ある程度この辺は大きな組織になり過ぎているのではないか、指定管理をはずれているんじゃないかというような気がしてなりません。

冗談で歩む会商事が5年後は請けようかという冗談も出ています。本当です。5年後、私がここにいなければそれをするかもしれないけれども、実際ちょっとこれについて給与面で考えると、民間では考えられない給料だと思っているのです。ちょっと委託料のことと5

年後にある程度、この委託の数を減らしていくとか、例えばディスプレイはじゃあ、ほかの委託先を見つけるとか、そういうふうな形に考えていくことは考えられないのか伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 内部留保の点ですけれども、国の管理基準では総支出の3割以内であれば妥当ということになっております。その額が平成29年度で換算しますと7,500万円ほどになりますので、今回の内部留保額が9%ぐらいですので適正ではないかと考えております。

あと、補助金を含めまして指定管理ということで、こちらからお支払いをしているわけですけれども、当然今、ここ数年の状況を見ますと、公社は公社の給料表で職員の給料を支払っているわけですけれども、そういうのが年齢とともに上昇してきておりますので、その補助金、人件費相当分の占める割合が大変多くなっている。人件費相当分の補助金が毎年、跳ね上がってきております。そういう点につきましても、今後、公社の運営等もありますので、順次、協議させていただきたいと思っておりますし、指定管理施設の指定の施設数についても、今後、協議をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 鈴木議員も言いましたけれども、指定管理の中で指定管理料と補助金が出ているのは、多分この団体だけかなと思っています。決算のときも言わせてもらいましたが、人件費が行二というような体制で行っておりますので、今、平均が五百数十万円だったと思いますけれども、本当にそのありかた、ほかのところは人件費ということが一番決め手になるわけで、最初の公募をした場合は、何社かあった場合は安いところを選んでいくのだというふうに思います。

ここずっと続いているというのは、やっぱり、今、内部留保の話が出ましたけれども、多分、資本金も旧町時代、塩沢町、六日町というような形でそういう分もあると思うので、そうするとかなりの額もあるのかなというふうに思っています。この指定管理をやっていく中で、やっぱりほかとの整合性ですね、ほかの指定管理との。その分がほかもじゃあ、補助金を出してくれと言ったときに出せるのかと。多分、決算のときも同じことを言ったかもしれませんが、何でじゃあ、そこだけ出るのだと。それはやっぱりちょっとおかしいんじゃないかなと私は思いますけれども、その点、担当部どう思いますか。公募の原則としてはどこが出てきてもいいわけですけれども、本当に今ほど言ったように、どこが出てきてもじゃあ、補助金という形で人件費分が別で支払われるのか、その辺をお聞かせください。そうすればほかの指定管理のところもそういう話が出てくるかもしれません。

○議 長 副市長。

○副市長 指定管理であります、おっしゃることは十分わかります。この団体そのものが平成元年に市民会館をつくろうというときに、そのころはまだ指定管理ではないわけであり、現行の自治法の前ですので、いわゆる公的団体にしか委託ができなかったのです。そこで、旧六日町ですが職員を1人派遣して財団をつくったのです。その文化会館を管理させるためにです。わざわざ送ってそこで定款をつくって認証をさせていただいて、つく

ってきたということが前提なのです。ですので、10年改正法で指定管理になりましたけれども、それではじゃあ、それを全部切ってやれるかと言われますと、平成元年から14年間の中の経過がありますから、そうは簡単にはいかないというのが根底にあります。

そのときに塩沢と合併をして確か六日町が1,000万円、塩沢が3,000万円、あと16年間ぐらいで自主事業をやって内部留保をためて、それが確か1,200万円。それを基金として今、運営をしているということでもあります。

ですので、私のほうとすると14年改正法で変わりましたので、ずっと安泰ではないのだぞという意味で、前回からも公募でやっているはずであります。要は変わる恐れがあるのだぞということ、あの方々からよくわかっていただいて、経理をあるいは節約をしていただいて、実施をお願いしたいということでもあります。ですので、議員がおっしゃる部分については、今の法ではよく承知はできるのでありますが、ぜひ、生き立ちを考えていただきたいということを一言追加をお願いをしておきます。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今、副市長の答弁はわかりますけれども、ほかとの整合性という部分で、そのできた経緯はわかっているつもりですけれども、指定管理ということが今なってきて、ほかの全国でもそうなのですよね。もうこのやり方ではだめだということで、どんどん、だから指定管理の制度にのっとってやっているわけですけれども、やっぱりこのやり方だと原則というものが、他が入ってこられないような感じになって随契ような形にならざるを得ないのかなど。いくら公募でやったとしても。

その分をやっぱり変えていかなければ、今の指定管理の原則でやっているほかのところとの整合性は取れないものと私は思いますけれども、市長、今後についての考え方というものがあれば。私の言っていることに対して、どういうふうに思うか。いや、市長は一番のトップなので、どういうふうに。

○議 長 市長。

○市 長 指摘の点は先ほど副市長が言ったとおりのそういうところがあるのだということと、そういう今ほどの塩谷議員の指摘のところは、我々もわかっているつもりです。例えばスポーツの関係等でも、スポーツ&ライフとかそういうことの取り組みのことも1つ。やっぱり今、まかしてもらっている内容の多岐にわたる非営利的なものもたくさんある。そういうことも含めて、やっぱり精査していかないと今の議論だけ、その話し向きの話だけだとなかなか解決しない。これは非常にそういうふうに思っています、これをいかに内容を変えていくといいますか、今の法制度の中でふさわしいものにしていくかということは、十分考えていきたいと思えます。

ただ、先ほどの曰く因縁、故事来歴があるという状況の中で、簡単にこれ人を扱っているわけで、人も含めてやっているわけですので、その中でなかなかそう簡単に今の制度にぱつと切りかえられるかということ、難しいという話は先ほど説明したとおりです。問題意識も持ちながら取り組ませてもらう。私のほうには、でも、待遇改善とか逆の向きの話もいっぱい

出てくるわけです。やっぱりこれは人がそこに働いたりしているわけですから。そこも含めてやっていくという中では問題もありますが、今の現状ではそういうことです。しかし、この先もずっとということではあり得ないということ、副市長のほうも説明したとおりで、私もそういうふうを考えているところであります。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 指定管理というか、その前段での委託とといいますか、成り立ちのところからの経過はわかりましたし、そういう経過があればなるほどといいますか、公募しても今のこの地域の状況じゃ1社しか出ないだろうなど。それはやむを得ないと思うのです。

ただ、私が一番心配しているのは、この文化スポーツ振興公社は、文化もスポーツも両面を合わせると、大変多くの指定管理を受けているわけで、幅広いわけで、そこはちょっと心配なのです。1社しかなかった、それでそれが仕方がないにしても、聞きますと30年続いていますよね。そういう中で、指定管理に出した本来の目的というか、より活発に、それこそここに書いてありますように、芸術文化の発信——大げさに言えば唯一の発信の場とといいますか、そこに非常に文化の発信が頼りどころになっているのですけれども、そういう役割をきちっと果たせるようなことになっているか。

例えば5年間、指定管理をしましたけれども、そこら辺のところを考えると、行政とのかかわりの中で、この文化市民会館の運営については、今後こういうふうな方向性を持ったほうがいいんじゃないかというふうな、そういう行政とのかかわりがあるのか、そのところだけちょっとお聞きしたい。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 文化スポーツ公社については、南魚沼市に唯一とといいますか、大型の文化施設そういうものを管理している団体でございます。社会教育課の文化振興係につきましても、同じ建物の中に入っております。文化振興については私どもと協調しながら、協議をしながら進めているというところでございます。5年間ではございますけれども、限られた期間の中で協議をしながら、市の文化スポーツの向上に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 わかりました。そういうところなのです。先ほど言いましたように、1社しか出ないというのは致し方ないにしても、やっぱり長くなると、なかなか事業が、これをこなしていれば済むというようなことになりがちなので、そこら辺は、今、課長がおっしゃるように最大規模の文化施設でありますし、市民の皆さんが文化に触れる機会が少ない地方でありますので、期待しているところが大きいので、そういう方向でまたやっていただきたいと思います。終わります。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 同僚議員からいろいろ出ましたけれども、8ページの収支計画。市の補助金の2,405万円は人件費ですから、まるまる消えていますけれども、利用料の収入2,100万

円と、市の指定管理料の1,900万円と4,000万円。これはまるまる施設管理費に消えているわけです。最も大事な、副市長も言いましたけれども、文化振興でありますよね。文化振興の1,300万円はどうするのかというならば、入場料収入に頼るしかないという、これはもうずっと続いているわけです。ここの文化振興事業費が足りなくなれば、人件費の部分をちょっといじらなければならないとかいうような事態が、実際のところを見ると、ずっと続いてきているわけです。

そうすると定住自立圏の中で、北魚沼、湯沢との中の連携で、どういうイベントを打ってくるんだというところの、活動を強化するのかと聞いたところを7ページに出しました。中段に施設の利用促進、大規模イベントの受け入れにつなぐネットワークの構築に励むとなっているのですが、この部分については、要するに北魚沼、湯沢との公民館連携あるいはいろいろな事業をやっているNPOとの連携を進めると。ここを進めていって入場料収入を上げていくんだというようなところの説明が、きちんとあったはずなのですが、そこら辺の事情をお聞かせ願いたい。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 市民会館を含めて魚沼地域のホール協会ということでございまして、提携を結んだ中でチケットの相互販売とか、今でも各館が協力した体制の中で運営を行っているということでございますし、今後、定住自立圏の中の相互利用ということも促進をしている中で、利用の活発化を図っていききたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この施設を使って文化振興ということですから、社会教育課長が言ったように市はこう考えています、大事ですよ。ですけれども、公社自体がこうしたいのだというところが利用促進の中で見えてこない、納得し難い部分も出てくるわけです。不足であれば市から補助金なり指定管理料を増やすなりしていかなければならないという状況が、ずっと続くということであるならば、それはやっぱり公社についても自立的なものが当然必要になってくるとなれば、何遍も申しますけれども、小出郷のああいうところでやっている、あの人たちの相互利用のチケットを何とか売るとかいう問題じゃないのです。そしてイベントのそのものの企画を、そういうところに知恵を使うというところまで、公社が考えていただくということを、当然やってもらわなければならないのです。

そういう説明がなかったとするならば、この5年間ずっと変わらずに指定管理に出したとしても、この施設を使つての文化振興は、もう先行きちょっと不安だなという気がするのです。そこら辺をきちんと社会教育課でやるべきものなのか、公社がみずからやるものなのか、大事なところなのです。ですので、これはきちんとやっていただきたいと思います。

それと指定管理料についても、人間を多く張りつければ、当然それだけ人件費がかかってくるというのだけれども、人間を多く張りつけるだけではなくて、どうやったら少ないコストで文化振興に寄与していくのかということ、市が考えるのは当然ですけれども公社自体にも考えていただきたいというところが、やっぱり委託先としてやらなければならないこと

です。これが最も大事なのです。今のところまだそういう説明がなかったのですけれども、お考えを。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 市民会館をはじめ、市民の利用、それから市民団体の利用、そういうものを当然、市民会館の中で行っていくわけですがけれども、そのほかに公社独自の事業、自主事業といっていますけれども、この辺も市民の満足度のための向上に市民会館の方たち、公社の方たちも考えた中で今現在、行っている。今後も行っていたきたい。ということで、その辺は私ども市といろいろ協議を図りながら、今後も議員おっしゃるとおり、市民の文化スポーツの向上ということで努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 21番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 私は全然やさしい方向なのですがけれども、例えば15ページ、ここにグッズ代とかがあるわけですね、売店収入とかね。その収支計画の中で売店収入がある割に、仕入れ欄がないのですよ。消耗品でやっちゃっているのか。やっぱりこういう点はしっかりとっておかないと、売店の収支が幾らで売れているけれど、原価が幾らかというのをちゃんとわかるようにしておかないと、ガラガラポンになってこっちも要は経営的にむだなことをしているんじゃないかというふうにも見えてしまうわけですね。例えば90万円で支出も90万円だか、90万円あるわけですね。そういう点がちょっとわからないので、こういう点をはっきりさせるようにして、例えばどこがいいかな、ララなんて多分それで指定管理とかになっていたと思うので、こういう点をもっとわかるようにしたほうが、市民から受けられると思うし。

あと、文化振興とかの点で言うと、私はあそこで大黒摩季を見ました。B'Zを申し込んだけれど外れました。でもあそこでやるというのは本当いいことだと思います。そのために私は、賛助会員にもなりますし、あと早く買いたいからとかそういうふうにもなりますし、本当にいい事業をこれからもやって、市民から受け入れられるように、どこの会社がやろうが何でもいいのですよ。一番は市民がうけて批判が出ないように、それを今もやっていると思いますけれど、これからより一層、賛助会員がそのバロメーターでもあるわけですね。そういうふうに頑張っていっていただければなというふうな思いがあります。2点です。お願いします。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 販売の部分につきましては、ここに書いてあるとおり、トミオカホワイトにつきましては画集等を販売しているわけでございますけれども、言われたとおり収入支出の部分があれば明確にしていくような格好で、また決算のほうは考えていきたいなというふうに思っております。

それから、市民に喜ばれる事業の実施ということで、議員のおっしゃったとおり、そういう方向に向かって市とともに協力をしながら努力をしていくということで、先ほどの寺口議員の話のとおり進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと

思います。以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 人件費の点だけ再度、聞きたいのですけれども、設立のときの事情というものも伺いましたし、そのときに市の職員が行って始めたということですので、そのときには公務員の基準に沿っていたと思うのですね。ずっとそういった形でやってきたと思いますけれども、この公益財団法人になってからはその辺の人件費について、もうそうではないというような指導はされたのか、そうではなくずっと続いてきたということなのか。

人件費の比率が高いということが今は言われているわけなのですが、ただ単に年数が長くなったので経験者が増えて当然、年々、経験を積んで、給料的にも上がってきたからということなのか。考え方のその辺をこちらのほうからは指導されているのかどうかについて1点だけ。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 人件費につきましては、今でも補助金という形で支出をしております。先ほど副市長からありましたけれども、財団を設立したときに行二相当職ということで給料のほうは算定をして補助金ということで支出をしております、今でもそういう状況でございます。

そのときから当然、年齢構成が上がってございますので、その年齢構成に応じて給料部分が若干増えてきているのは事実でございますけれども、そういった関係で、今、補助金という形で支出をしているということでございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第103号議案 南魚沼市民会館、鈴木牧之記念館及び南魚沼市トミオカホワイト美術館の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第103号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第6、第104号議案 南魚沼市体育施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 第104号議案 南魚沼市体育施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。南魚沼市体育施設につきましては、平成31年3月31日をもって指定管理期間が満

了となることから次期指定管理者を指定するもので、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案の1ページをお願いいたします。1、公の施設の名称は、記載の五日町雪国スポーツ館、小栗山サンスポーツランド、塩沢勤労者体育センター、二日町体育館、二日町グラウンド、塩沢グラウンド、大福寺工業団地多目的広場、南魚沼市スポーツコミュニティセンター、南魚沼市大和B&G海洋センター、中之島農村広場、すば一く塩沢、大和野球場、浦佐体育館、浦佐グラウンド以上14施設で、2、指定管理者に指定する団体は、公益財団法人南魚沼市文化スポーツ振興公社、指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

指定管理者の候補者の選定につきましては、公募により選定をいたしました。平成30年7月15日号の市報及び南魚沼市ウェブサイトに掲載し、8月の1か月間募集を行いました。その結果、現在の指定管理者であります、公益財団法人南魚沼市文化スポーツ振興公社の1団体から応募があったものでございます。

南魚沼市文化スポーツ振興公社につきましては、これらの体育施設について継続して指定管理者あるいは管理受託者として管理運営を行ってきており、申請書類の審査においても不適格事項は認められず、良好な維持管理運営の継続が期待できるものとして候補者として選定をしたものでございます。

3ページからは事業計画書でございます。4ページは基本方針といたしまして、南魚沼市スポーツコミュニティセンターを中心として体育施設、全14施設でございますが、安全安心で快適に利用いただけるよう効率的に管理運営を行う。市民の健康保持増進、余暇及び生活満足度増を目指し、南魚スポーツパラダイス事業のさらなる充実を行う。利用者本位のサービスを行い、市民のニーズに応じていくなどとしております。

4ページ中段から5ページは、14施設それぞれの概要、6ページから9ページにつきましては業務内容、10ページからは利用計画、17ページは過去4年間の利用料金実績額、18ページが総括表の収支計画でございます。収入支出とも同額の1億1,806万4,000円となっております。

19ページから26ページにつきましては、各施設ごとの収支計画、27ページから30ページが団体の概要となっております。以上で、第104号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 23ページのスポーツパラダイスの収入支出に関連してでありますけれども、石打トレセンのほうでスポーツ&ライフが本格的に稼働を始めるであろうと思いますが、この住み分けをね、スポーツパラダイスとスポーツ&ライフということで、住み分けはどうかということ、スポーツ&ライフが競技志向のほうに走るかなと思いましたが、あそこに貼ってあるチラシ等々を見ますと、そうでもない部分もあるということで、スポーツ

パラダイスとかぶる部分等々もう出てくるかなと思います。そこを担当のほうとしては住み分けを、この指定期間5年間ですか、の中で住み分けを今度はどういうふうにしていくのかというところを、基本的な考え方を市の考え方と、それから受けていただく公社、それから今度、新しくなるベースボールマガジン社ですか、等の打ち合わせ等々もありますけれども、そこら辺の打ち合わせ等も含めた住み分けについてのお考えをお聞きします。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 スポーツ&ライフ、スポーツパラダイスでございますけれども、スポパラにつきましては公社さんが行いますので、ディスポート南魚沼を中心にしました専ら中、それから唯一のプールがございますので、水泳教室等を中心に中のスポーツというふうメインで考えてございます。

以前は、スポパラで歩くスキーですとかクロカンを行っていたこともあったのですが、最近はその辺の外のものが、スポパラの中では大分なくなりつつあるということです。スポーツ&ライフにつきましては、大原が拠点で始まって、今、トレーニングセンターもありますけれども、基本的には外のもの。それから、トレーニングセンターには公社にはないボルダリングですとかトランポリン等がありますので、おのおのが持っている特化した施設に沿った形での教室名ということで、極力だぶらないような形で考えてはいるところでございます。

また、人気なものもございますので、そこで片方だけでは賄いきれないということがあれば、両方で同じようなメニューが実施されるということもあろうかとは思いますが、基本的にはだぶらないような形で協議をしながら行っていくというふうなスタンスでございます。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうしますと、要するに競技力向上といいますか、社会教育課のほうから体育協会に加入しているクラブのほうに、競技力向上ということで年に3回ほど確か講演会があったりセミナーがあったり等もきますけれども、そういうのも含めていきますと、じゃあ、ここら辺も含めて、そして今度は競技者育成ということになると、中外関係なく競技者がいるわけですから、ここら辺の強化ということをじゃあ、どちらがどういうふう担っているのかということまでは、まだ詰めていないということですね。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 スポーツ健康都市宣言におきましては、市民の健康の部分に重きを置いている部分でございます。トップアスリートの部分、競技の部分に関しましては、市民の全体から見るとごく一部というふうな捉え方があります。

今までのスポーツパラダイスにおきましてはやはりジュニアですとかの育成ということで、やっぱり高校とかに行ってしまうと、もうスポパラ等は離れて高校の部活動等というふうな形だったかと思います。

スポーツ&ライフにつきましては、そこからはもうちょっと年齢構成が上にあがったよう

な形で、今年度実施しました事業としましては、中学3年生から高校1年生に上がるときに、野球ですと軟式ボールから硬式ボールに切りかわっていく。その間でトレーニングができない期間、引退してからその期間を何とかつなぎ、それからボールの変更に耐えられるような形での教室メニュー等も行っておりますので、方向性としてしましてはスポーツ&ライフのほう競技性のほうは強いかなとは考えておりますけれども、今ほど議員がおっしゃったとおり競技の部分に特化して、具体的な打ち合わせを行ったかという、現段階では行ってはいないというのが実際のところでありまして。以上です。

○議長 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 ここにいっぱい指定管理が出てくるわけですが、この中で多分シルバーに仕事を任せている部分というのが出てくると思います。例えば指定管理を受けていて、また下請を使ってそういうお金がトンネル。その分、市からもらっているお金でシルバーに100%払っていただければいいのですが、元請で受けて下請には安く出しているなんていうことがあれば、なかなか指定管理ではなくなるのかなと思いますし、この中にある施設の中では、多分、赤字でも請けているような場所があると思います。

だから、いっぱい請けてプラスにしているんじゃないかなというふうに思うのですが、例えば中之島の農村広場の管理費が5万円となっていますよね。大和のほうの利用度が高いのですが、管理費と消耗品費で3万円です。そういう違い。細かいことですが、どういうふうにこういう計算が出ているのかというのが、ちょっとわからないので、そういう今、最初の前提で言った部分とそういう部分。

こういう指定管理がこの値段で合わないのであればもっと上げるべきだとは思いますが、地域のコミでもできるような場所も、かなり見ればあるかなというふうに思います。先ほども言いましたけれども、今後はばらけさせてもいいものは、ばらけさせてもいいんじゃないかなというふうに思うのですが、その点についてお答えください。

○議長 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 指定管理料の積算につきましては、個々の例えば自分たちでできない部分に関しては、委託に出してもいいというふうな形になっておりますので、シルバーだけでなく、例えば建物のお掃除ですとか、あとは警備保障の委託ですとか、そこはいったん指定管理に出たもので、また指定管理者が委託に出しているというものは、シルバーだけではなくてたくさんあります。

実際、決算の中ではシルバーに払った金額というようなことで、こちらのほうで報告をいただいておりますので、そこはシルバーの単価にのっっているものというふうに理解をしておるところでございます。

あと、地元と地域コミ等で請けられる施設もあるんじゃないかなというふうなことでございますけれども、そのようなことでこちらは地域コミでできるのだというふうなお話をいただければ、非常にまたありがたい話かなと思っております。

中之島農村広場ですとか人件費がのっかっていない施設が多々あるのですが、今回

の指定管理料の計算にあたりましては、人件費部分というのは個々にはじいておりますので、こと施設になりますとディスプレイにいる方々の人件費部分というのは、のっかってきませんので、それで非常に低額のような形に見えておりますけれども、これにプラス実際はディスプレイの方も定期的にその場所に行かれて整備等も行っておりますので、実際はそれののっかってくるということなのですが、人件費を別計算ではじいているのでちょっとこのような形になっているということで、分かりづらくて申し訳ないのですが、そのような形でご理解いただければと思います。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 最初のほうから。元請的になってはうまくないんじゃないですかと。委託に出してはいいとは言いますけれども、もらっている部分でもっと低い部分で何割か取って下に出している人件費でいいということになれば、ちょっと指定管理としてはどうなのかなと。

先ほども言っているように、こっちの金額が低いのでそっちでやっていますと。総合型でやっているからばらかしたほうがいいんじゃないですかと。合わないのであれば、金を上げるべきじゃないですかと、指定管理の中で。個々で見られたいのでそうやってやっていますというのじゃ。だから、もうそこありきで出しているわけだから、そういうことを考えていくには、いろいろそれも考えた上で出さなければいけないんじゃないですかということ言っているわけです。

今こうやって出してきた、それは市がこうやってまとめて出しているからそういうふうに出ているけれども、そもそもがバラバラで出せば、そういうふうに単価がもっと変わってくるんじゃないのですかということなのですよ。やってくればいいですけどもと言っても、だって一括でこうやって出てきて指定管理を受けて出てきているわけなので。そこだけ取るということが可能ではないわけなので、そういう部分を言っているわけです。その2点についてお答えください。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 先ほど議員のほうでシルバーに出すときに、ちょっと上前をはねてというようなお話があったのですけれども……（何事か叫ぶ者あり）はい、それははねていないはずで。実際にシルバーにお支払いしている金額を払っている金額ですということで、市のほうは指定管理料の計算を行っておりますので、そこははねているというふうなことは存在しないというふうな理解であります。

あと、施設の発注の仕方ですけども、平成21年から公募による指定管理になりまして、当時は大原もここに含まれたような形。先ほどの公社の成り立ちの話に戻ってしまうかと思うのですけれども、その当時は公社以外の受け皿がなかったような形の中で、今こちら14施設になるのですけれども、一つ一つを指定管理というような形にしていきますと、非常に事務的な手間もかかったり、さらに受け皿が公社さんであったりというふうな形。それから、公社さんの人件費、成り立ちの中で、今まで市のほうで全て面倒をみていたというふうな形

の中で、人件費部分がディスポートの中で計算されて、ほかの部分ではくっついていないというふうな形になっておるのですけれども、例えば今後この施設がなくなるですとか、老朽施設がなくなるというような形で、施設の淘汰も出てくると思います。その際にはこの人件費部分まで含めて、当然考えていく必要があるとは考えますけれども、現段階でこの施設に関しての人件費分がどうだというふうなことでの計算にはなっていないというのが実情です。以上です。

○議 長 19番・関 常幸君。

○関 常幸君 大和で行われている4施設あるのですけれども、私は総じてよく管理をされているなというふうに思っております。本当に指定管理制度が始まったときに一番の目的は、官でやる、市でやるよりも、より市民の使い勝手がよくなってサービスになるだろうと。そして市のほうも、今までやるよりも委託料等が少なくなるだろうというふうなのが、一番の目的であるわけでありますので、そういうところから考えたときに、うちは大和のしか知りませんが、使っている皆さんがすごく使い勝手が悪いとか、そういうふうなもし事例があるようであれば教えてもらいたいのですけれども。施設を管理するというのは、本当に大変なのです。私は総じて本当によくやっているなというふうに思っておりますので、もし、そういうのがあったら教えてもらいたいと思います。そして、それをすることによって、市で管理するよりも、やっている市の持ち出しが大きくなったというのであれば、それも教えてもらいたいと思いますが。以上です。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 最初にいただきました悪い事案ということですが、利用者からは事あるごとにいろいろなお話は伺っておりますので、その都度、対応できる部分は対応させていただいております。ですので、その都度、対応しているということでご理解をいただければと思います。

その次の質問の、高くなったというのは、ちょっと理解が私がちょっとできていない部分があるのですけれども。

○議 長 19番・関 常幸君。

○関 常幸君 高くなったというのは、指定管理に出すことによって市の持ち出しが、市でやるよりも高くなっているという施設があれば、教えてもらいたいですし、という意味合いです。

前段の質問については本当にわかりますけれども、利用者は常に改善を求めているわけですし、それについてきちっと対応をしているという意味で、私は総じてよく管理されているというふうな視点であります。2点目のについてお願いします。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 指定管理になってかなり長く年数がたっておりますので、それ以前の経費というのはなかなかわかりづらい部分ではあるのですけれども、指定管理制度自体が先ほど議員がおっしゃったとおり、より安く、よりよくというふうな考え方でやっておりま

すので、現実的にそのような形になっておるといふふうに認識しております。済みません、細かい数字は持ち合わせておりません。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 104 号議案 南魚沼市体育施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 104 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 会議の途中ではありますが、ここで休憩といたします。再開は 11 時 20 分といたします。

〔午前 10 時 59 分〕

○議 長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

〔午前 11 時 20 分〕

○議 長 日程第 7、第 105 号議案 大原運動公園、欠之上クロスカントリーハウス及び石打グラウンドの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 105 号議案 大原運動公園、欠之上クロスカントリーハウス及び石打グラウンドの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。この 3 施設につきましては、平成 31 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了となることから、次期指定管理者を指定するもので、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案の 1 ページをお願いいたします。1、公の施設の名称は、記載の大原運動公園、欠之上クロスカントリーハウス、石打グラウンドの 3 施設。

2、指定管理者に指定する団体は、東京都中央区日本橋浜町 2 丁目 61 番 9 号 株式会社ベースボールマガジン社 代表取締役社長 池田哲雄氏でございます。

3、指定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

指定管理者の候補者の選定につきましては公募により選定したもので、平成 30 年 7 月 15 日号の市報及び市ウェブサイトに掲載し、8 月の 1 か月間募集を行いました。その結果、株式会社ベースボールマガジン社の 1 団体から応募があったものでございます。

株式会社ベースボールマガジン社は、現在、大原運動公園の指定管理者である BMS 南魚

沼スポーツコミュニティの構成団体のうちの1つで、この代表団体となっているほか、大原運動公園の野球場のネーミングライツ契約なども行っております。申請書類の審査においても不適合事項が認められず、良好な管理運営が期待できるものと候補者として選定したものでございます。

3ページからは事業計画書となっております。4ページは基本方針として、市民が気軽にスポーツに親しみ健康で明るい社会生活の向上に寄与する、という設置目的の実現に向け管理運営に当たること、施設の利用促進、誰もが安全・安心に利用できる管理運営、利用者視点に立ったサービスの向上、利用者に快適で利便性の高い施設環境の提供、公平・公正な管理運営、利用者ニーズの変化や社会環境の変化に対応し、新たな発想に基づく管理運営を推進するなどしております。

4ページ中段は3施設の概要、5から7ページ上段にかけては業務内容、7ページ中段は利用計画、8ページから11ページは3施設ごとの収支計画、12ページは団体の概要となっております。沿革に記載のとおり、社名のベースボールマガジンをはじめとするスポーツ関連の雑誌を多数刊行しているほか、業務内容のとおり多角的な業務を行っております。

以上で第105号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この施設でありますけれども、今のところBMS——ベースボールマガジン、ミズノ、サトウスポーツのBMSほうに指定していたものを、今度はベースボールマガジン社ということで、かわるわけでありますけれども、恐らく働いていた方たちはそのまま移行で、指定管理の先ほどの名前がこういうふうにかわるというだけなのかと思いますけれども、今まで働いていた方たちの処遇といえますか、それがどうなるのかということをまずお聞きをします。

それから、欠之上のクロスカントリーハウスと石打グラウンドのほうの person 費のところ、欠之上クロスカントリーハウスに施設長常勤1名と。冬場だけの施設でありながらも常勤ということになると、どこかと兼務をした常勤ということなのか、そこをお聞きしたい。

石打グラウンドについても、同じく person 費で、施設長常勤1名ということでもありますけれども、そこは冬場であればほぼ今度はトレーニングセンターが稼働しているわけですが、そちらを含めてということになるのかということ、これが2つ目。

もう一つは、先ほどの公社とあわせてですけれども、トレーニングセンター自体を指定管理から外すわけではないのですけれども、確かあそこは文化公社のほうを受けて、途中でBMSのほうから派遣をしていただいたという経過があるわけですが、トレーニングセンターの扱いというものは今後どうなっていくのかということ、3点お伺いします。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 既存のBMSということで、ベースボールマガジン社、ミズノ社さ

ん、サトウスポーツさんでおったところが、今回の公募ではベースボールマガジン社のみだったということでございます。ベースボールの職員がほとんどだったのですが、ミズノ関係の職員が1名おりました。あと、サトウスポーツさんになるのですけれども、ミズノの職員につきましては、ご本人の考え次第だというふうに伺っております。本人がミズノに残りたいというような意向であれば、ミズノのよそのどこかの市町村の指定管理のところで、大原に残りたいということであれば、ベースボールで引き受けるということで、さらにそれ以上突っ込んだ話は聞いておりません。あと、サトウスポーツさんにつきましては、地元のスポーツ用品店さんでございますので、地元としてのつながりが残るものだというふうに認識しております。

2番目の欠之上の常勤につきましては、冬期間のみの常勤というふうな位置づけでございますので、雪がない期間の4月から秋口にかけてまでということではありません。

あと、トレーニングセンターの扱いということですが、トレーニングセンターにつきましては、今回の5年サイクルよりも1年前倒しで、ことしの春から指定管理に出しております。そこは組み合わせができなかったといいますが、年数が合わなかったので、どうしても次の更新時期はまた今回よりもまた1年早くなってしまうので、トレーニングセンターにつきましては、また4年後に更新になりますというようなことでございます。

トレーニングセンターにつきましては、地域コミが入るまでは公社さんの管理委託を受けておまして、その後、地域コミが入ったときに市の直営管理施設に平成21年から平成29年までですか。1年間は改造工事が入りましたので、生涯スポーツ課のほうで直営管理というふうな形で管理委託をBMSさんをお願いしておったという形だったのですけれども、もう管理委託だけでは間に合わないということで、今回の指定管理の更新に間に合わせれば足並みはそろったのですけれども、とてもそこまで待てないというような形の中で、ことしの4月からの指定管理に移行していったということでございます。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 大原のほうでありますけれども、ベースボールマガジン社から出向といいますが派遣をされていた方が2人なのかな。ミズノさん1名で、サトウスポーツさんが1名、臨時が1名だったと思うのですけれども、サトウスポーツさんもミズノさんもそうですが、働いていた方たちの気持ちでもって、今度はベースボールマガジン社が雇用といいますが、そういう形になるかなということで本人次第だということでわかりました。その中でも指定管理料が2,000万円ということで100万円上がって、人件費が1,900万円になるわけですが、常時といいますが今度、大原は6名体制になっているということでありました。そうすると、欠之上のほうについても施設の常勤という方は、ほぼ大原にいらっしやって、それからクロスカントリーのほうに行くのだなというふうに私は考えていたのですけれども、そこは明確な説明がなかったようなので、そうだなということで。

それから、石打グラウンドについては、トレーニングセンターはベースボールマガジンさんのほうに指定管理に出しておりますので、そうすると、あそこの体制とすると、今2名体

制で確か入っていると思いますけれども、それに合わせてほかに施設長常勤1名と臨時1名ということで考えているのか。あの方たちをこういう名前という形にしている、実際は2名のままでずっと続けるのだということなのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたい。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 説明が足りなくて申しわけありませんでした。大原は夏の施設、それからクロスカントリーにつきましては冬の施設ということで、ほとんどの人員が夏は大原において、冬は欠之上のほうにいくというふうな認識で差し支えございません。

それから、石打グラウンドの人件費につきましては、職員17万円ということで、これでスタッフ2名がとても1年間賄える金額ではございませんので、ここの部分につきましては兼務というふうな形で、ただ業務量が増えますので、人件費をプラスで乗せさせていただいたということでございます。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 人員のほうについては了解をしました。この施設については、ベースボールマガジン社の発行しているいろいろな雑誌等々で宣伝をしております。ミズノも含めて非常にいい宣伝をいただいておりますけれども、今度ベースボールマガジンということになると、ミズノさんのほうの雑誌等々に宣伝もしていただいていたわけですが、この部分が今度はどういう形になるか知らないけれども、継続になるかどうかわかりませんが、それについてはどのようなお考えでいるのかを1点伺います。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 ベースボールマガジン社の雑誌に載せるに当たりまして、これは当然経理が別になっておりますので、ベースボールマガジン社さんに広告料というのを、指定管理者からお支払いして載せておいたというふうな形になります。ミズノ社さんについても当然同じだったかと思っておりますけれども、今後もミズノ社さんのものに何らかの広告が載るということであれば、それなりのやはり対価をお支払いしていく必要があるとは思いますが、ただ、その中で幾分、指定管理だったので通常価格よりは安かったのではないかと推測するところではありますけれども、それなりの対価をお互いに支払った中で広告掲載を行っていたという認識でございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議……

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1点お聞きします。大原運動公園の問題で、支出のほうで自主事業でイースタンリーグ、BCリーグ、招待高校野球等が毎年繰り上げられているわけですが、支出、3つそれぞれでいいですが、それぞれ3つの事業で幾らぐらい予定しているのか。それに見合うまた収入のほうで、以前は市が多分それなりの負担をしていたと思うのですが、自主事業ということは今度自分でやるということになるのか。その辺をひとつ、財源の問題が発生しているのかどうかお聞きします。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 イースタンリーグにつきましては、以前は 300 万円という補助金がありまして、大きく市がかかわって行っておりました。総額になりますとチケット収入等もありますので、ちょっと細かい数字はわかりませんが、確か 600 万円から 700 万円ぐらいが総額というふうなことだったかと思えます。

BCリーグにつきましても、大原運動公園ができるに当たりまして、まずはBCリーグサイドと打ち合わせするに当たって、実行委員会組織をつくりまして、市が主催というような形で行ってございましたけれども、よその野球場でBCリーグをやっているのを見ますと、地元はそんなにかかわらなくてBCリーグサイドの運営で行っているということで、ここに関しましてもある程度軌道に乗ってきまして、BCリーグ主導でお願いしたいというふうなことでございます。

ですので、BCリーグに関しては、支出というよりはお手伝いの部分でしょうか。BCリーグを実際に行うに当たって、やはりある程度スタッフの手伝いという部分が発生しますので、その部分で非常に大きくはかかわらないような状況になっているということでございます。

招待高校野球につきましても、補助金として 40 万円ぐらいの補助金を出しまして、あと総額ですと、宿泊費等がありますので、ちょっと手元に資料がないのですが、100 万円から 200 万円ぐらいの総予算になっているかと思えます。そちらにつきましては、おいでいただきました高校の宿泊費、それから交通費がメインというふうな形になりますし、あと、春と秋にやっておりますので、そうすると 1 回当たりの金額掛けるまた 2 になったり、さらにもう一回呼んでくると 3 になったりというふうな形で行っております。以上です。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 この自主事業の中ということでもいいんじゃないですか……（何事か言う者あり）保留にしますか、いかがですか。大丈夫ですか。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 今回こちらに載っている収支計画につきましては、ベースボールマガジン社さんが新年度予算の要望というふうな形で出してきたものでございます。今この形で来年度予算がなると保障できるものではないのですけれども、市としましては、今現在考えているのは、市の負担としましては、イースタンリーグで 100 万円、招待高校野球で 40 万円というふうな形で考えております。ただ、これが実際予算化されるかというのは、また 3 月議会で皆様方にご提案するような形になろうかと思えます。以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は、自主事業となっていたもので、もう出さないのかなということなんですけれども、そうするとこのほかにまた、要するに指定管理料のほかに事業費が出るということだというふうに聞いたのですが。そうするとBCリーグについては、自主事業で、要するにそういう例がないらしいということですが、イースタンの場合は、これはプロですよ。プロがやるのに補助金を市が出してやるというのは、どうもそこが私は今までも引っか

かっていたのですけれども、それこそ自主事業でやってもらったほうがすっきりいくのではないかなというような感じがするのです。それは今後の問題でしょうけれども、先ほどBCリーグの言葉の中に、要するにそういうものが定着したということであれば、そういう方向を早く確立して行って頑張ってくださいという形がよいのかなというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 おっしゃるとおり、イースタンリーグもお客様が満員になっていただいてチケット収入がふんだんになれば、その財源のみでできるというのが本来のものになるかと思えますけれども、2軍戦ということでお客が入らない部分、カードの問題もあるのだからかもしれませんけれども、現段階ではイースタンリーグを呼んでくるに当たって、チケット収入では全部の経費が賄えないというふうな形になっております。

指定管理のベースボールマガジン社さんのほうで、幅広いおつき合いの中でいろいろな協賛スポンサー等も集めていただいているのですけれども、それでもなかなか賄いきれないような形の中で、穴があいている部分を、あと市のほうで補填できるかどうかという部分が新年度予算にかかわってくる形になるかと思っております。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 そうすると、足りないところは新年度予算でお願いしますということは、これは計画書でないということになってしまうのですよね。要するに指定管理を受けさせてください、自分たちはこうしますということですから。やはり、指定管理の内容がどうなっているかという細かいところまで我々は開示していただけないわけでありまして。その中に入っていると云われればそれまで、ほかに出す必要もないわけでありまして、その都度そういうふうな形を出していくということになると、それが固定化していくことによって、指定管理料も上がる可能性もあるとか、そういうことも今後考えられます。私は自主事業でというふうにきちんと書いてあるから、すごいなと思って見たのですけれども。

それはともかくとしても、今後の課題としまして、やはりこれだけの2,000万円からの維持管理費。当初あれをつくるときには700万円で維持管理は済むといった話までしていたのが、2,000万円になり、そして補助金も、あるいは協力金も出していかなければならないという、こういうことが本当に指定管理者の中でどう収益事業といいますか、自主事業がきちんとできるような形ができるのかというあたりの計画がきちんと出てほしいなというふうに思いましたので、所見を伺って終わります。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 大原運動公園をつくるに当たりまして、今ほど議員がおっしゃったような700万円という議会の発言というのは、私も目にしたことがあります。その当時の議論の中では、当時の大原運動公園の管理というのが、常駐するものがおらない形の中で、維持管理を近くにありました森林組合さんをお願いしておった状況でありました。その形の中の計算だというふうに認識しております。

実際ものができ上がって指定管理が分かれた形、その当時は先ほど議決いただきましたけれども、どうも公社さんのほうで全て一括で受けておったというふうな形でありましたけれども、それが2社が受けるような形になって、そこに常勤の人がいる。それから、多目的グラウンドも人工芝になりという形の中で、非常にお金をかけて管理をしなくてははいけないし、それをきれいな形で維持していくという形の中で、今現在に至っているというふうに考えてございますので、その当時そういう話があったというのは認識しておるのですけれども、ただ、それは人がいなくてあのままの形でというふうなことになろうかと思えます。やはりよりよい管理形態の中でどうしてもお金がかかるようになってしまっているという部分でご認識いただければと思います。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 105 号議案 大原運動公園、欠之上クロスカントリーハウス及び石打グラウンドの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 105 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、第 106 号議案 道の駅南魚沼の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 106 号議案 道の駅南魚沼の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。この施設につきましても平成 31 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了となることから次期指定管理者を指定するもので、地方自治法の規定により議会に議決をお願いするものでございます。

議案の 1 ページをお願いいたします。1、公の施設の名称は、道の駅南魚沼

2、指定管理者に指定する団体は、一般社団法人南魚沼市観光協会

3、指定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

指定管理者の候補者につきましては、施設の性格や目的、その用途などから施設の適正な管理運営を確保するため公募によらず候補者を選定したものでございます。南魚沼市観光協会につきましては、平成 19 年 4 月に現在の構成となり、平成 25 年 8 月には法人化し、道の駅南魚沼が設置された後に観光交流拠点機能を担う組織として事務所を今泉記念館内に移転

してございます。現在も指定管理者として良好に管理を行っておりますので、引き続き指定管理者の候補者として選定させていただいたものでございます。

3 ページからは事業計画書となっております。

4 ページをお願いいたします。1、指定管理の基本方針では、市及び広域観光圏における観光交流の拠点として、民間のノウハウを生かし、多様な地域情報、観光情報を積極的に受発信し、市民と観光客との交流促進を図り、観光振興に資する計画となっております。また、棟方志功をはじめとし国内外の著名な作家の美術品の宣伝に努め、観覧者・利用者の増加を図るとしております。

2 は施設の概要で、記載のとおり鉄筋コンクリート一部2階建て、今泉記念館、駐車場、憩いの広場などとなっております。

4 ページ下段から5 ページにかけては、3、業務内容、4、利用計画、5、料金表など、6 ページから7 ページにかけては収支計画で、収入、支出とも同額の3,492万3,900円となっております。8 ページには団体の概要が記載されております。

以上で第106号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 6 ページ、7 ページの収支計画ですけれども、毎度毎度この部分については聞いていますが、指定管理料が3,180万円ということですのでけれども、人件費が福利厚生と合わせて1,390万円ということではありますが、駅長、学芸員、それから事務員、補佐ということで4名体制であったわけですね。4名体制で1,390万円ということであるということと考えているのかと。前々から申し上げましたけれども、観光協会の職員を兼務しながら管理していただいているというのはちょっとまずいのではないかとということをお聞きしたい。

委託料の中で最もこの施設をきれいにしておかなくてはならないというところであれば、除雪であったり、清掃、それからシルバーさんの草刈り等々も含めると大した金額じゃないのですよ。でも、これが一番大事なのですよ。冬場の消パイなんか見てもシルバーさんが来て穴ほじって水の管理をしているというようなところがあったわけですよ。本来だとここを管理する4人が出て行ってやるべきところをそうやって外部に委託を出しているというようなところが見えるものでね。そうすると本当に人件費自体が適正なのかどうかということがいつも疑問に思っているのですよ。なので、この4人の方、多分4人だと思いますよ。それこそこの管理運営だけに限定をするのか、また観光協会のお仕事と兼務ということになるのかと。こちら辺をはっきりとお聞かせ願いたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 4名体制であります。それで兼務ではないかということではありますが、

基本的には分けてあります。ですので、兼務という捉え方ではございません。それから除雪等をシルバーに委託に出しているのではないかと、その勤務体制の中で手が足りない部分に対して外部にまた委託を出す。それがよくないかと言われますと、それはその中の範疇でやっていますので、全く問題ないものと考えています。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうするとあそこには貴重な資料がいっぱいあるわけで、その保管をしながら展示して来館していただくというところがあるわけですが、そうするとその保管についてきっちりした体制をとるというためにも学芸員が必要だということであったわけですが、どうもかわられると。今回、指定で5年でありますよね。学芸員がかわられるということになると、展示とかそういうのについても方針といいますか、そういうところが変わるということがあまりないのですけれども、展示が変わっていないということもあって、本当に学芸員という方を置くということが効果があるのかどうかというのがちょっと見えない、非常に。

それから、冬場についてはしょっちゅう行くのですけれども、ほぼシルバーの方ですよ、水管理しているのは。職員が来て突っついていて、私会ったことがありません。ですので、そういう体制でやっていて、なおかつこれだけの人件費というのが本当に必要なのかどうかということは、やはりきちんと精査をしてやるべきだなと思っていますけれども、もう一度お考えをお聞きします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 私のほうからシルバー等に委託している部分ということではありますが、その部分が職員がやっているかどうか、私はそこまで全て把握しておりませんが、一部人員体制の中で足りない分を出しているのかなと思っていますが、また再度観光協会のほうとそこら辺については確認して今後に活かしていきたいと思えます。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 まず学芸員の部分ですが、確かにかわられたりするというのがあります。ただし、当然学芸員の方、適正な保管、資料の保管等されていますし、ことしについても、毎年度ですが、随時企画展等されていますので、そこについては当然人がかわられた段階で、慣れ、不慣れもありますけれども進んでいるというふうに考えています。

あと、水の管理ということで、消雪パイプの関係ですが、実際に職員の方も一緒に冬の入り口等出て消雪パイプ、例えば業者さんと一緒に井戸の保守の関係の立ち会いとか、それからノズルの調整等をしているのを、私のほうとしては見たりしていますので、そこについてはシルバーさんだけではないというふうに認識しています。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 あその保管庫等々、旧塩沢町時代のときからもきっちりとした湿度の管理、温度管理ができるよということ、ちょっと直した部分もあったのですけれども、そこら辺がなかなか思うように進んでいないというところが学芸員さんにとっては歯

がゆい部分もあったのかなと思っています。ですので、そこら辺はきちんと意見を聞いて直すべきところはきちんと直していくという方法でやっていただきたい。

それから、シーズン初めに業者と一緒に becoming 出る。そんなの当たり前の話ですよ。問題は、冬のシーズンの間に監視をして、そういうところは見ているかどうかというところですよ。なので、そこら辺は部長が言いましたように、きちんと自分たちでできるところは自分たちでやるのだというところは徹底をするというところでやっていくということであれば、それはそれでいいと思いますので、またさらにその部分をこういうふうに強化したいのだというふうなお考えがあれば、再度聞いておきます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 観光協会のほうは適正に管理していただいているものというふうに思っておりますが、再度そこら辺については、協議会の中で話し合いをしていきたいと思っています。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 106 号議案 道の駅南魚沼の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 106 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、第 107 号議案 字の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 107 号議案 字の変更についてご説明を申し上げます。本議案は、土地改良事業に係る新外谷地区内の字の変更について、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、3 ページから 4 ページが別紙でございます。内容は変更調書となっております。変更前、変更後の大字、字、地番の一覧でございます。

5 ページをお願いいたします。字変更を必要とした理由でございます。記載のとおり、新潟県が実施いたしました新外谷地区の県営農地環境整備事業の実施に伴うもので、換地により区域内の字を変更し整理するものでございます。

なお、換地処分予定年月を平成 31 年 3 月とし、施行期日は議案書 1 ページに戻っていただ

きまして、後半、土地改良法の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からとしたいものでございます。

再度また6ページをお願いいたします。6ページにつきましては、位置図、7ページのつきましては、大変字が小さくて恐縮でございますが、字区域の変更図で赤書きが変更前の字界、字名、その下の黒字書きが変更後の字界、字名となっております。

以上、第107号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第107号議案 字の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第107号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10、第108号議案 市道の路線変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第108号議案 市道の路線変更について説明をいたします。今回の市道路線の変更につきましては、1路線について道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものです。

1ページをごらんください。中ほどの表になりますが、路線名は宮中通線になります。路線番号、種別、起点、主な経過地については変更ありません。終点の地番、延長、幅員につきまして変更後のとおり変更させていただきたいものです。

はぐっていただいて、3ページをごらんください。この市道につきましては、主要地方道塩沢大和線を起点としまして、五十沢地域開発センターへ接続する道路となっている路線ですが、予定されております開発センターの移転により、県道落合六日町線側、図面の中ほどを横切る路線になりますけれども、こちらの乗り入れ口までの道路敷を既存市道と一体的に管理するための路線変更を行いたいものであります。そのため終点を県道落合六日町線まで延長しまして路線を変更するものです。これによりまして、53メートルの延長増となりまし

て、変更後の延長は 205.2 メートルになります。また、幅員につきましては、6.1 メートルから 9.5 メートルとなります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 108 号議案 市道の路線変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 108 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 109 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 109 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。平成 18 年の 12 月から教育委員としてお務めいただいております今井晶子氏が本年 12 月 24 日で任期満了となり退任されることになりました。氏におかれましては、精力的にご活躍いただき教育行政に多大なるご尽力をいただきました。

後任として須藤文子氏を南魚沼市教育委員会委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づく議会のご同意をお願いしたいものであります。

経歴につきましては、資料のとおりであります。教育行政課題が多くある現状の中、豊かな経験と人格、見識は市の教育行政をお任せするに最適な方と考えております。

なお、任期につきましては、同法第 5 条の規定により平成 30 年 12 月 25 日から平成 34 年 12 月 24 日までの 4 年間です。よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 109 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、須藤文子氏、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 109 号議案は原案のとおり同意されました。

○議 長 日程第 12、第 110 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 110 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の中島澄江さんは、平成 31 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり議会のご意見をお伺いするものであります。中島さんは任期 6 年間、人権擁護委員として活躍され、人格、見識ともにすぐれた方であります。

なお、任期は平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間となりますので、よろしくご審議の上、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 110 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、中島澄江氏、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 110 号議案は原案のとおり同意されました。

○議 長 日程第 13、第 111 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第 111 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、提案理由を申し上げます。このたび人権擁護委員として 3 期 9 年間にわたりご尽力をいただきました木村恵美子さんが平成 31 年 3 月 31 日付で任期満了となり退任をされます。木村さんの後任として杉岡明全さんを、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり議会のご意見を伺いするものであります。

杉岡さんは、平成 14 年に関興寺の副住職として、また平成 22 年からは住職として活躍され現在に至っており、人格、見識ともにすぐれた方であります。

なお、任期は平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間となりますので、よろしくご審議の上、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議長 長 採決は起立により行います。第 111 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、杉岡明全氏、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 111 号議案は原案のとおり同意されました。

○議長 長 日程第 14、発議第 9 号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

議会運営委員長。

○鈴木議会運営委員長 それでは、発議第 9 号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。今回改正の内容につきましては、産業建設委員会の所管を改めるものでございます。

4 ページの新旧対照表をごらんください。第 2 条第 2 項中、産業建設委員会のウを「企業部」から「上下水道部」に改め、エの「水道課の所管に関する事項」を削除し、オの「農業委員会の所管に関する事項」を繰り上げるものです。

以上、発議を議会運営委員会において全会一致で発議することといたしましたので、ご報告申し上げます。以上、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第9号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第15、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

○議 長 これをもって平成30年12月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間、ご苦勞さまでした。

〔午後1時10分〕